② 配置予定技術者の工事経験
単体及び特定建設工事共同企業体(甲型)を構成する場合
現場代理人、専任の主任（監理）技術者のうち、１名以上が、元請けとしてしゅん功認定された次に示す同種工事の経験を有すること。ただし、同一工事で各施工実績を有する必要はない。なお、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。
・躯体高さ（フーチング下端から橋台又は橋脚の天端までの高さ、又はケーソン基礎、大口径深礎の天端から橋台又は橋脚の天端までの高さ）10ｍ以上のコンクリート橋台又は橋脚の工事
③ 専任の主任（監理）技術者を配置する場合にあっては、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
なお、恒常的雇用関係とは、技術資料提出日以前に３ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。
④ 監理技術者にあっては、開札時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。なお、「これに準ずる者」とは、以下の者をいう。
・平成16年２月29日以前に交付を受けた監理技術者資格者証を有する者。
・平成16年２月29日以前に監理技術者講習を受けた者であって、平成16年３月１日以後に監理技術者資格者証の交付を受けた者である場合には、監理技術者資格者証及び指定講習受講修了証を有する者。
⑹ 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出期限の日から開札の日までの期間に、「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づき、「地域２」において、資格登録停止を受けていないこと。
⑺ 共同企業体を構成する場合においては、次に掲げる事項を満たしていること。
① 各構成員が当該工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。
② 各構成員が当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。
③ 中日本高速道路株式会社が別に定める共同企業体協定書（甲）による協定書（案）が提出されていること。
④ 各構成員の出資比率が30％以上であることとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。
⑻ 記１に示した工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
⑼ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
⑽ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。(入札説明書参照)
３ 総合評価落札方式に関する事項
⑴ 総合評価落札方式の仕組み　本工事の総合評価落札方式は、企業の施工実績などから付与する技術評価点と、入札書の価格により算定される価格評価点とを加算した総合評価点が最も高い者を落札者とする総合評価落札方式である。
その概要を以下に示すが、具体の技術的要件及び入札時の評価に関する基準については、入札説明書による。
⑵ 技術評価項目及び技術評価指標
企業の評価について
「評価項目」
労働安全衛生マネジメントシステムの取組状況
「評価指標」
認証有：ＯＨＳＡＳ、ＩＳＯ45001又はＣＯＨＳＭＳの認証取得済
認証無：未取得
「項目別配点」
有：30点
無：０点
「評価項目」
品質管理・環境マネジメントシステムの取組状況
「評価指標」
優：ＩＳＯ9001、ＩＳＯ14001の両方を認証取得済
良：ＩＳＯ9001、ＩＳＯ14001のいずれかを認証取得済
可：未取得
「項目別配点」
優：30点
良：15点
可：０点
・技術評価項目に関する証拠書類の写しを技術評価資料に併せて提出すること。
・共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。（異工種の特定建設工事共同企業体の構成員としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。この場合、協定書の写しを技術評価資料に併せて提出すること。）
・発注機関を指定していない項目については、国・地方公共団体及び公共工事の入札契約の適正化の促進に関する法律（平成12年11月27日法律第127号）第２条第１項の政令で定める法人での発注とする。
簡易な施工計画の評価について
「評価項目」
高所作業に関する安全管理について、以下の施工計画を提出する。
・施工上配慮すべき事項とその対応
「評価指標」
優：施工計画が適切であり、優れた工夫がみられる。
良：施工計画が適切であり、工夫がみられる。
可：施工計画が適切であるが、工夫がみられない。
不採用：施工計画が適切でない。
「項目別配点」
優：40点
良：20点
可：10点
不採用：０点
・施工計画の提出がない場合は、不採用として扱う。
・施工計画に記載する文字サイズについては原則10ポイント以上を使用するものとする。
・施工計画の枚数は、説明用図表及び写真等を含みＡ４判片面１枚とし、２枚以上の場合は不採用とする。
・交通保安要員の追加配置に関する施工計画は不採用とする。
・標準案を超える本線規制が必要な施工計画は不採用とする。
・施工計画の実施において第三者協議が必要となる施工計画は不採用とする。
・施工計画のうち、過度に費用がかかると発注者が判断したものは不採用とする。
・技術評価項目で規定された施工計画でない場合は、提出された施工計画の優劣に係らず不採用とする。
・施工計画の内、一部適切でない内容が含まれる場合は評価に「一部不採用」の文言をその理由と共に付記し、その他の内容を評価する。
（例：優（一部不採用：施工計画の内、●●の計画については不採用とする。））
・不採用の場合、得点は０点とする。
・特記仕様書「13―10　安全に関する新技術を活用した工事中事故防止対策」において、共通仕様書第１章に追加した「１―66―２　工事中事故防止対策（安全に関する新技術）提案書の提案」に基づき提案を予定しているものは除く。
⑶ 落札者の決定方法　技術評価資料に記載された内容の評価による技術評価点に係数αを乗じた値と契約制限価格の範囲内にある入札書の価格により算定される価格評価点に0.5を乗じた値とを加算した総合評価点の最も高い者を落札者とする。
総合評価点数の算出方法は、以下のとおりとする。
① 総合評価点：（技術評価点×α）＋（価格評価点×0.5）
αの値は「0.1」とする。
② 技術評価点：各評価項目における項目別配点の合計点（満点100点）